

法務大臣表彰を受章して

津久江 一 郎

なぜこんなもん小生にくれるのか、さっぱり判りません。したがってあまり有難味も感じません。悪いことをしなかったからもらえるのであれば、もっと品行方正・学力優秀な御方が世の中には山ほどおられると思っているが…。

法務省といえば、思い当たることが1、2あります。

その1つは、随分前からのことですが、全国に保護観察官なる方はたった600名ぐらいしかおられない。当然この人たちは公務員です。その下部組織として保護司（法務大臣委嘱）さんがおります。犯罪や非行に陥った人の更正を支援する民間の人たちです。身分は非常勤の国家公務員ですが、給料はない。要するに民間の篤志家で、全国に約5万人おられます。こうした公的なボランティア制度は、わが国独特の制度のようですが、この保護司会の役員を請われて長年付き合っはおります。

もう1つ、全国には刑務所（少年院を含めて）が67カ所あるそうですが、どこも過剰収容状態が続いている一方で、これを取り締まり、運営する刑務官はすぐに増員できるわけではなく、時に不祥事件を取り沙汰されたりする現状にあります。そこで2006年（平成18年）の構造改革特別区域法施行令の改正によ

り、PFI手法による刑務所の設置が可能になりました。刑務官と民間職員が協働して運営していくという新しい刑務所改革です。こうして、法務省が島根県に新しい刑務所をPFI方式で建てました。正式名は「島根あさひ社会復帰促進センター」と呼ばれるものです。主として初犯の犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2,000名の収容施設です。

ここに日本で初めて90名の精神・知的障害者用の“特化ユニット”が出来ました。この人たちに入所中から社会適応訓練を当院の医師を始めとするCP、PSW、OT等でチーム（1チーム3～4名で構成）を編成して週に3回新たな取り組みを行っているところです。今年4月より行っており、この特化ユニットは施設内処遇から始めて、社会内処遇へ円滑な移行を実現させようとする新しい試みです。

当院は県・市より精神科救急医療センターとして委託されており、救急医療対応の病院ではありますが、こうした社会復帰部門に対しても力を入れております。

忙しくしているので、患者さんと一緒に野球をすることはできても、一緒に昼寝をすることができないのが残念です。

不備

(つくえ いちろう：瀬野川病院)